

流山市国民保護計画（素案）に対する意見等及び市の考え方

流山市国民保護計画（素案）に対する意見等及び市の考え方について、次のとおり公表します。

番号	編別	ページ	該当箇所	意見等	市の考え方
1	全般			<p>外部からの、万が一の不当な侵略があった場合や、大震災や大規模災害のときに、政府や地方自治体が国民の保護にあたらなければならないのは当然のことです。しかし、有事法制における「国民保護計画」は、災害救助における住民避難計画とは根本的に違うものです。</p> <p>第1は、米軍と自衛隊の軍事行動を最優先するための国民保護計画ということです。</p> <p>第2は、アメリカの戦争に、地方自治体や公共機関、その労働者を動員する計画だということです。</p> <p>第3は、こうした「国民保護計画」は国民の自由と権利を侵害する計画になるということです。</p>	
2	全般			<p>制定された国民保護法とは、一体誰から何から国民を保護しようというのですか、それが分かりません。何が脅威か、この国の政府の強引なやり方こそが一番の脅威です。教育基本法しかり国民保護法しかり。なぜ急いで、あれこれと戦前帰りに近い法律を決めようとするのでしょうか。改憲のための地ならしに違いありません。</p> <p>拉致被害者の老いた母の“30年は長すぎましたのう”は大いに同情し涙しました。が これをして外国の脅威を煽ることに利用する政府が、今すぐ被害者奪還に成功したとしても、それは国家として当然のことであり首相の手柄であるとは言い難い。政府はなぜ30年近くもこの問題を放置したのでしょうか。かつての軍国日本の、他国への残虐卑劣な行為に対する仕返しをされたようなもので、手も足も出せなかった？ わずかの国民の失踪など重要視しなかった？ どちらにしろ政府の無能ぶりがはっきり読み取れる事件ではありませんか。今になって、外国の脅威をうたって国民保護法を制定、実施を急ぐのは、うさん臭いと思うのは当然でしょう。「政府が何を意図するのかを国民が知らない内に」が見え見えです、国民は馬鹿にされているのです。要は「戦える軍隊を、国家総動員を」なのでしょう。</p> <p>多くの犠牲の果てに手にした世界に誇れる平和憲法を“傷だらけで態をなしていないから、改正すべき”との言い草がはびこっていますが傷つけたのは誰ですか。市長も改憲論者らしいのは大変残念なことです。とかく自公政治は卑劣な方法で国民を不幸の方向に向かわせています。その政府いいなりに保護法を流山に持ち込まれても、私は協力致しません。逮捕されても協力しません。</p> <p>既にどこかの自治体で演習を行ったとか。県道は自衛隊に占拠され市民は避難できなかったそうです。政府の意図する軍隊（現自衛隊）が最優先となる世の中はこりこり、まっぴらご免です。偉い方が書かれて90ページ近くもあるものに対して、半月足らずの期間で意見を募集して、忙しい市民の多くがそんなもの読み理解し、自分の意見として出せると考えますか。</p> <p>「意見を聴いて決めた」の言い訳では？教育基本法のTMの“やらせ”の部類ではないでしょうか。意見を聴くならインターネットは全員が利用していない</p> <p>図書館、出張所などになかなか行けない市民もいる。図書館での資料も影がうすい</p> <p>非常に大切なことなのでもっと周知するよう簡略な資料の全戸配布を</p> <p>募集期間が短すぎる</p> <p>どれも異常事態です。私は、郵政民営化に反対して刺客を差し向けられた自民党議員と違います。</p> <p>国民保護法（実態は国家総動員法）の制定に反対だったので、あくまで信念を貫きます。</p>	<p>国民保護法（以下「法」という。）においては、国が国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針を定め、地方公共団体が、国の方針に基づき、武力攻撃事態等において当該市町村が国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、国民の保護に関する計画を必ず作成しなければならないとされており、また、武力攻撃事態等から国民の生命、身体及び財産を保護するため、法に基づき国民保護計画を作成することは、市の責務を果たすことと認識しているところであります。</p>
3	全般			<p>こんな重大な問題に対して急に意見を求められても藪から棒で、的確な意見は得られないと思います。当該法案の施行後2年以上が経過した今日までの間に、どのような検討がなされたのか、国・県などの検討結果は一体どうなっているのでしょうか、ほとんど情報を見聞きする機会はありませんでした。</p> <p>そもそも現時点において脅威・テロなどが既成の事実かのような表現になっていますが、どのような事態を想定しての話なのか……。疑問ばかりで雲をつかむような話の最たるものと呆れています。更に 専門家集団が2年近くもの時間を費やして作成した？資料について一般市民にわずか2週間の間に「意見を出せ」は無理難題です。あまりにも拙速です。</p> <p>「市の素案」を図書館へ出向いて見ました。＜A4＞90ページ近い見慣れない文言が並んでいる文書を、一般市民にそれも特定の場所で、全く現実を無視した無茶苦茶な話です。</p> <p>こんな条件の元で「市の素案」に謳われている『……計画作成に係わる市民等の参画の機会を保障する……』とか『……意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図る……』など、とんでもない押し付けであり責任逃れとしか思えません。</p> <p>本来であれば建設的な意見や提案などを提示したいと考えますが、あまりにも唐突でひどい話のため面食らっています。</p> <p>市長におかれては後世の人々に「大きな犠牲を払って得た平和、60年も続いていた平和を誰が壊したのだ！ 責任を取れ！ などと言われるような事態にならないよう、平和憲法を堅持して、脅威・テロのような言葉が死語になるような世の中を築く方向で頑張ってくださいと切に願っています。</p>	<p>パブリックコメントの実施にあたりましては、平成18年11月15日号の広報ながれやま及び市ホームページに掲載し、周知したほか、計画（素案）及び意見等募集の方法等を記載した実施要領を作成し、市役所総務課及び市内各出張所、図書館、公民館で閲覧できるようにし、また、市ホームページにも掲載し閲覧できるようにしました。なお、意見等募集期間につきましては、市町村の計画に定めなければならない事項は法で定められており、また、本計画は平成18年度中に作成しなければならないこともあり、千葉県との事前の計画内容協議期間等を考慮し、当該期間を設定させていただきました。なお、今後は御意見を十分踏まえ、意見募集期間を検討して参りたいと考えております。</p>

番号	編別	ページ	該当箇所	意見等	市の考え方
4	本編	1		武力攻撃事態とは、戦時事態と理解してよいか。この点について、国はどのように説明しているのか。「戦時事態」とすれば、市民に対して、そのように（戦時事態と言う表現を使用して）説明すべきではないか。	武力攻撃事態とは、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（事態対処法）では「武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」と規定しており、その想定内容は、地上部隊が上陸する攻撃 グリラ・特殊部隊による攻撃 弾道ミサイルによる攻撃 航空機による攻撃としております。
5	本編	1		法（国民保護法）第35条では、「市町村長は・・・（国民保護計画を）作成しなければならない」とあるが、国民保護協議会で同計画の諮問ができなかった場合あるいは議会で原案が非承認及び成立しなかった場合、同法は市議会等の責任を問うようなことを規定しているのか。つまり、同法上は、市議会でも同計画を策定できない事態となってもやむをえないとの考えに立っていると理解してよいか。この点の市当局の解釈を聞きたい。	法の規定に基づき地方公共団体が行う事務は、国が本来果たすべき役割に係るもので、国において、その適正な処理を確保する必要があるものとして、法定受託事務としている。よって、市長は国民の保護に関する計画を作成したときは、第35条第6項の規定により、議会に報告することとしており、議会の議決は要しないものとされております。
6	本編	1		法第35条2項の一から四は、市民（住民）の意向を十分ふまえないと、国民保護協議会及び市議会だけで作成できるとは思えない。よって、同計画を策定するにあたって、住民の意向・意見を直接、聞く場が必要と思われるが、市としてはどのように考えているのか。（見直し規定ではなく、策定段階において）。	素案を公表し、市民等の意見等を聴くことによって、計画作成に係る市民等の参画の機会を保障するとともに、意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として、意見等募集（パブリックコメント）を行っているものです。
7	本編	3	冒頭	「基本方針」の中で <3ページ第2章 国民保護措置に関する基本方針> ・市の「平和都市宣言に理念を尊重し」とありますが、平和都市宣言は有事とは相容れないものです。	市は、昭和62年に平和都市を宣言して以来、戦争や被爆の体験を語り継ぎ、平和の尊さ大切さについて学び、考えるため平和施策事業を展開しているところで、我が国の平和と安全を確保するためには、外交努力や国際平和協力は最も重要であると考えている。しかしながら、万が一にも我が国に直接脅威がおよび市民の安全が脅かされる事態に至った場合、市は住民の生命、身体及び財産を保護することは、市の責務と考えております。これらの考え方については、計画本編冒頭にその旨を記載します。
8	本編	3		「宣言」の理念を「尊重」とあるが、理念を「踏まえ」と理解してよいか。そうだとすれば「宣言」には「日本国憲法の平和精神にのっとり、武力による紛争をなくし」とあるが、そもそも戦争事態が起きないようにしていく、との本市としての決意を述べており、だとすれば、まずは戦争事態を招かないようするのは国の責務、として国にモノ申す必要があると思うが、市当局として、そのような申し入れ、要請を行ったのか。行っていないとすれば、早急に行うべきではないか。（県レベルでは、11の府県が国民保護計画の策定にあたって「国は有事を避けるため外交に力を注ぐことが重要だ」とする文言を盛り込んでいると聞く。本市もそうすべきではないか）。	我が国の平和と安全を確保するため、外交努力や国際平和協力は最も重要であることは言うまでもありません。しかしながら、こうした努力にもかかわらず、万が一、武力攻撃事態等が発生した場合に備えるために、国民保護法が制定されたものであり、当然その前提として最大限の外交努力がなされているものであることから、本計画に盛り込むことは考えておりません。
9	全般			大震災や大災害は人間の力では防げませんが、戦争は外交・政治の力で抑えることができます。有事法制の具体化ではなく、「有事」を起こさせない平和外交の努力こそが重要だという国民的世論を、大いに広げていくことが大事です。	

番号	編別	ページ	該当箇所	意見等	市の考え方
10	本編	3		同計画の実施にあたって、(1)において私権の制限「最小限」にし、(5)において「国民の自発的な意思」とあるが、同法は国民に対して、避難のための土地や家屋の使用などで都道府県知事の「強制権」を認める私権制限に踏み込んでいる(第82条)。つまり、また、食糧や医薬品、燃料などの救援物資について、知事は必要と判断すれば、小売り、生産、保管、輸送の各事業者らに自治体への売り渡しを要請できる。(第81条)し、さらに、物資が必要になる事態に備え、事前に保管を命じることできる(同)し、その協力要請に対して所有者が正当な理由無く拒否すれば、知事は強制的に土地の使用や物資の収容ができる(第82条2項)。物資の保管命令に従わなければ、6ヶ月以下の懲役か30万円以下の罰金が科せられる。(第189条)として、罰則がある。よって「制限は最小限」「自発的協力」と言っても言葉だけではないか。罰則が伴う命令ではないか。市長の所見を聞く。	法では、国や地方公共団体が国民に協力を要請できる場合として、避難に関する訓練の参加や避難住民の誘導、救援の援助等が規定されており、法第4条第2項において、国民の協力は、国民の自発的な意思にゆだねられているものであって、その要請にあたって強制にわたることがあってはならないとしております。一方、危険物質や原子炉等に係る武力攻撃災害の発生等の防止のための措置命令違反 特定物資の保管命令違反や特定物資の収容等に関する立入検査拒否 交通規制に対する違反 立入制限区域や警戒区域への立入制限違反等について、同法においては、基本的人権の尊重に十分に配慮しつつ、罰則を科すことにより、国民の保護のための措置の円滑な履行を担保することとしています。
11	本編	3		国際人道法の的確な実施を確保、とあるが、ジュネーブ諸条約第一追加議定書の第48条において「文民たる住民と戦闘員を・・・常に区分し」とあり、つまり、国際人同法の精神では、文民と戦闘員の区別を明確にしなければならないが、市長(当局)も同様な観点に立っていると考えてよいか。	法において自衛隊への応援要請は、市職員、消防機関のみでは、十分な対応が困難なため、なおかつ、自治体の長が自衛隊の応援を必要と認められる場合のみ実施するものです。この際に派遣される部隊は「国民の保護のための措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等」に限定され、国民の避難を実施することを目的としたものであることから、この自衛隊の部隊は、第一追加議定書の第48条にいう戦闘員ではないことから、文民と戦闘員の区別はされているものと考えます。
12	本編	57		避難誘導の際、自衛隊の協力をうるべきではない。ジュネーブ諸条約第一追加議定書にあるように、住民と戦闘員を区別しなければ、戦闘員への攻撃に住民が巻き込まれかねない。	
13	本編	3	(1)	基本的人権の尊重 ・「日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし」とありますが、法第3条第4項に示されているように、国民の自由と権利を侵害するものとなっています。 ・「警戒区域の設定による退去命令等の実施」が、国民の自由や権利の侵害につながることは明らかです。軍事作戦の必要性に応じて国民の権利は「高度の公共の福祉」という口実で制限されます。 ・「その制限は必要最小限のものに限り」とありますが、この基準はなく、政府も明快な基準を示せていません。	法第4条第2項においては、国民の協力は、国民の自発的な意思にゆだねられているものであって、その要請にあたって強制にわたることがあってはならないとしております。また、法第5条第1項では、国民の保護のための措置を実施するにあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならないとされており、さらに、同条第2項では、前項の国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民の保護のための措置を実施するため必要最小限のものにかぎられて、かつ、公正かつ適正な手続の下に行わなければならない旨が規定されております。
14	本編	3	(3)	国民に対する情報提供 ・適時に、かつ、適切な方法で提供する」とありますが、軍事秘密は明らかにされず、とりわけ米軍情報はなおさら秘密にされます。	法第8条第1項では、武力攻撃事態等において、国や地方公共団体から国民に必要な情報を提供することが重要であるため、同法の中で警報及び緊急通報の放送、武力攻撃事態等の状況等の公表、被災情報の公表等について所要の規定を設け、国民の保護のための措置に関し、正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供しなければならないとされております。

番号	編別	ページ	該当箇所	意見等	市の考え方
15	本編	3	(7)	指定公共機関及び指定地方公共機関の「自主性の尊重」とありますが、国や軍事優先で尊重されていません。 ・「実施方法については、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断する」とありますが、米軍・自衛隊が先行し、判断できません。	法第7条第2項の規定は、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置について、その言論その他表現の自由に特に配慮しなければならないとされており、それぞれの機関の自主性を尊重することとしております。
16	本編	8		「テロリストの潜入、潜伏が容易」とあるが、そのテロリストとはどんなグループを想定しているのか(テロリストと言えはなんとなく、わかったような雰囲気があるが、ここで言うテロリストは、日本のテロリストとは思えない。国際テロリストとすれば、さまざまなグループがあり、それによっては、テロ攻撃の形態もちがってくるのではないかと。テロリスト一般というのはありうるのか。抽象的にテロリストと言ってもどんなグループか、分らずしては対処するにも対処できないのではないかと)。	テロリストとは国の内外を問わず、脅迫等を目的とした武装集団で、本計画では武力攻撃事態のみならず緊急対処事態として危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態を想定しており、これら緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行うこととしております。
17	本編	10		武力攻撃事態の「4つの類型」が挙げられているが、どれも非現実的な想定である。「着上陸侵攻」は防衛庁自ら「防衛白書」等において、「可能性は低い」と言う。 ・「ゲリラ」とは、厳密に言えば、敵国に侵攻した際、自国軍と戦う相手国の武装した住民等のことを言い、日本国内で「ゲリラ」と表現するのは奇妙であり、この文言は削除したほうがよい(国とりわけ防衛庁に対して、軽々に「ゲリラ」という表現をしないように申し入れよ)。特殊部隊とすれば、特殊部隊は、特殊部隊だけによる軍事攻撃は軍事論的にはありえない。特殊部隊の攻撃のあとは、正規部隊が侵攻してくるのが通常の戦闘であり、よって、大規模の攻撃に対して、どのように対処するのか、を考慮しなければならなくなる。 ・弾道ミサイル攻撃は、一体、どの国からの弾道ミサイルを想定しているのか。北朝鮮からだとすると、先日、7月5日の7発の弾道ミサイル発射は失敗と言えるもので(別紙参照/額賀防衛庁長官=当時=の記者会見に関するコメント)、果たして日本が被弾する事態はありうるのか、市長の所見を聞きたい。 ・航空機による攻撃だが、在日米軍の再編構想において、当初、米空軍横田基地をグアムへ移転させようと考えていたが、日本側の引き留めにあって残ることになったと言われている。軍事専門家に言わせれば、米空軍のグアム移転構想は、つまり、「日本に対する空からの攻撃はない」という分析に立っていることを意味するという。市長は、航空機による攻撃がありうると考えているのか、だとすると、どこの国のどんな航空機による攻撃なのか、長距離爆撃機か、それとも戦闘爆撃機か、それによって、対処の仕方が違ってくるのではないかと。 * 軍事侵攻を空想すれば、どんな想定もできるし、攻撃はありうる。しかし、現実的にありうる軍事攻撃となれば、相当厳密に考えなければ、避難誘導、住民の安全確保の計画は立てようがないのではないかと。	国では、国民の保護に関する基本指針において、我が国を取り巻く安全保障環境については、冷戦終結後、10年以上が経過し、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下しているものの、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応が差し迫った課題であると示しており、その発生の可能性を完全には排除しておりません。 流山市国民保護計画(素案)が対象とする事態については、基本指針に示されたこれらの武力攻撃事態を想定し作成しており、国民保護計画を作成するうえで重要な事項と考えております。 なお、本計画の中では、市はあらかじめ複数の避難実施要領のパターンを作成することとし、県の避難の指示の通知を受けた場合は、これらパターンを参考にしつつ、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととしております。
18	本編	12		24時間体制を取るに当たって、市職員等、関係職員とのあいだで労働条件等の協議をしているのか。	本計画全般について、庁内の意見聴取を行うとともに流山市職員組合にも報告しております。
19	本編	15		国民の権利利益の損害等に対応する「窓口」を設けるとあるが、損失補償や損害補償を迅速に行う処方箋をどのように考えているのか。	具体的には、国民の権利利益の損害等に対応する窓口を市対策本部の総務部総務班とし、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため、迅速に対応することとなります。

番号	編別	ページ	該当箇所	意見等	市の考え方
20	本編	17		事態発生時において負傷兵等の医療措置が求められると思うが、市民の医療治療等に迷惑をかけないことを表明し約束しておく必要がある。負傷兵は自衛隊等、軍隊自らの組織で対応すべきである。	法において派遣を受ける自衛隊の部隊は「国民の保護のための措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等」に限定され、国民の避難を実施することを目的としたものであることから、事態発生時における負傷自衛隊員等の医療措置については、市民と変わることはありません。
21	本編	25		住民の訓練は、「戦時訓練」であることを明確に示し、抽象的でなく、現実的にありうる想定において、訓練をすべきである。	法第42条においては、市長は関係機関と共同して訓練の実施に努めるものとしております。実際の訓練内容は、避難や救援に関する訓練など防災訓練と共通する内容も多いことが想定され、また訓練を行う立場からは武力攻撃事態等に限定せず災害も含めた幅広い事態に対応できるような訓練とすることが望ましいことから、特に防災訓練との有機的な連携に配慮することとしております。
22	本編	26		高齢者、障害者など、一人で避難できない方の把握と、万一の場合の対処についての考え方を示してほしい。体の不自由な人が、万一の場合、どう対処すべきか、は、自治会レベルで対処できるよう、市として指導すべきではないか。	災害が発生した場合の要援護者の避難につきましては、地域防災計画の中でも重要事項として捉えているところですが、具体的には要援護者避難マニュアルの作成などを通じ要援護者の把握や個々の避難実施方法の確立を図っていきたいと考えております。
23	本編	30		啓発活動においては、戦争を放棄し、戦争をしないとした日本国憲法の原点を踏まえるとともに、戦争を起こさせないための努力について国及び市はもちろん市民一人ひとりであることを啓発することが最も重要である。	本章は、武力攻撃事態等に適切に行動する必要があることから、住民が取るべき行動等に関する啓発のあり方について記述したもので、日本国憲法の平和精神に基づいた世界平和確立のための啓発は、平和都市宣言のほか各種平和事業の実施により考えております。
24	本編	59		弾道ミサイル攻撃の場合、弾頭に核兵器、生物・化学兵器が搭載されていた場合、地下室等に潜り込んでもかえって被害を拡大しかねないのではないか。	ミサイルの種別や破壊力等及び着弾地点の特定が困難な状況の中で、ご指摘のように適切な避難先でない場合も想定されますが、一般的な例示として掲げております。